

審議会等の会議の公開に関する基準の概要

1 目的

区民及び学識経験者等の意見を聴き、区の政策の企画、立案等に反映させることを目的として設置されている執行機関の附属機関等の会議の公開と議事録の公表を行う際の基準を制定することにより、政策形成過程からの区民の区政への参画を促進するとともに、区政の公正の確保と透明性の一層の向上を図る。

2 対象会議

区民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより設置された執行機関の附属機関及びこれに類する会議で区長が指定するもの

3 会議の原則公開

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合には、会議の一部又は全部を非公開とする場合がある。

- (1) 法令、条例又は要綱等の規定により、当該会議を公開しないこととしている場合
- (2) 会議において、墨田区情報公開条例第6条に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (3) 会議において、審査、補償の認定又は争訟の審議を行う場合
- (4) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合

4 非公開の決定

- (1) 審議会等の会議を非公開とどうかの決定は、当該審議会等の長が行う。
- (2) 審議事項に非公開事項とそれ以外の事項があり、審議を容易に分割して行うことができる場合は、非公開事項に該当する部分を除いて、会議を部分公開することができる。
- (3) 審議会等は、会議を非公開又は部分公開とする場合は、その旨を明らかにするとともに、その理由を具体的に示す。

5 会議開催の周知

- (1) 審議会等の会議は、区民情報コーナーへの掲示及びホームページへの掲載によって周知する。
- (2) 区民情報コーナーにおける掲示期間は、当該会議の開催日までとする。

6 傍聴の申込み

- (1) 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、公表した手続に従い、当該審議会等の長に対して傍聴の申込みを行う。
- (2) 傍聴者の定員は5人以上とし、会場の規模等を勘案して、会議ごとに審議会等の長が定める。
- (3) 傍聴しようとする者が定員を超えるときは、先着順により決定する。ただし、必要と認めるときは、抽選により傍聴者を決定することができる。

7 会議の公開

- (1) 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われ、当該会議の会場の秩序維持に努める。
- (2) 次の事項に該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
 - イ ビラ、プラカード、旗の類いを携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ アからウに定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) 傍聴者は、会議が開催される時刻までに、係員の指示に従って傍聴席に着席するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 会議中みだりに傍聴席を離れないこと。
 - イ 発言し、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - ウ 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - エ はち巻、腕章の類いをする等の示威的行為をしないこと。
 - オ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - カ 携帯電話等を使用しないこと。
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 傍聴者は、審議会等の長の許可を得た場合を除いて、会議において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。
- (5) 傍聴者は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。
 - ア 審議会等の長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
 - イ 傍聴者が守るべき事項に違反し、審議会等の長が退場を命じたとき。
- (6) 会議を公開するときは、当該会議の資料（非公開事項を除く。）を傍聴者の閲覧に供する。
- (7) 資料の写しの作成が可能な場合は、写しの作成及び送付に要する費用を傍聴者の負担として交付することができる。

8 議事録の作成

- (1) 審議会等の長は、会議の公開と非公開とにかかわらず、会議の終了後速やかに議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるよう記載するものとする。
- (3) 議事録に記載する事項に非公開事項が含まれる場合は、当該事項を除いた議事録を作成する。

9 議事録等の公表

- (1) 作成した議事録は、確定した後、配付資料とともに、区民情報コーナーにおいて一般の閲覧に供する。
- (2) 閲覧の期間は1年間とする。

10 基準の適用

本基準は、平成14年4月1日から適用する。